

生活保護について(相談用)

生活保護とは

生活保護法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という日本国憲法第25条の理念を具体化した法律です。

生活保護は、資産、能力等すべてを活用しても生活に困っている方に対して、その困窮の状況に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障するとともに、自立した生活を送ることを手助けするための制度です。

保護の考え方とは

生活保護は世帯単位で行われます。世帯員全員が、生活を維持するために、その利用できる資産や能力その他あらゆるものを、活用することが求められます。

生活にお悩み、お困りであれば、福祉事務所に相談してください。

活用できるものとは

1 資産の活用

預貯金、証券、利用していない土地や家屋等があれば、売却等して生活費に充ててください。

2 能力の活用

働くことが可能であれば、その能力に応じて働いてください。

3 あらゆるものの活用(他法優先)

他の法律や制度で給付を受けられるものがある場合は、それらの給付を受ける手続きをしてください。以下は、その一例です。

- 年金(老齢、障がい、企業など)
- 医療助成(老人、母子、障がいなど)
- 生命保険(入院給付金、解約返戻金など)
- 手当(児童手当、児童扶養手当など)
- 社会保障(傷病手当金、失業給付金、労働災害保証金など)

4 扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、可能な範囲で援助を受けてください。

扶養義務調査(扶養照会)について

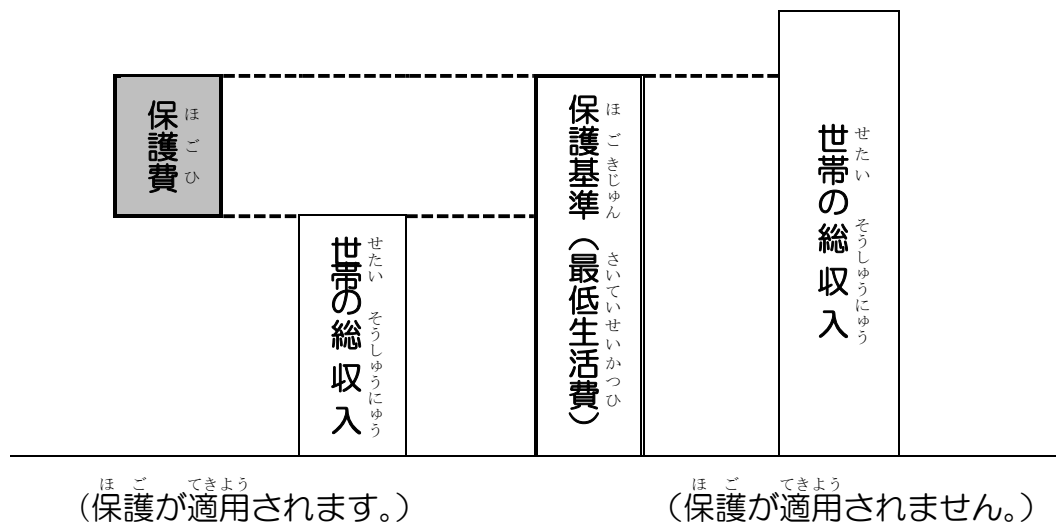
生活保護法には、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められています。このことから、扶養義務者に扶養、及びその他支援を受けることができないか扶養照会を行います。

ただし、扶養義務者が「扶養義務の履行が期待できない者」と判断された場合、基本的には扶養義務者への照会は行いません。

保護費の決め方

年齢、家族人員、健康状態などその世帯の状況に応じて計算される保護基準（最低生活費）と、あなたの世帯のすべての収入とを比べ、その足りない分を保護費として支給します。

<例：最低生活費と収入>



生活保護の決定まで

(1) 相談

あなたの世帯の生活状況などについてお聞きし、どのようなことで生活に困っているのか、問題点を整理していきます。あなたのできることを、すべきことを確認していきます。

(2) 申請

生活保護申請書と必要書類を提出していただきます。

(3) 調査

申請の手続きが済むと、後日、福祉事務所の担当員があなたのお宅にうかがう他、生活に困っている状況や生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査します。

(4) 決定

調査が終わると福祉事務所は、あなたの家庭が生活保護を受けられるかどうかを決定し、原則、申請から14日以内に通知します。

※ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合等その他特別な理由がある場合には決定が最大30日まで延びることがあります。

鈴鹿市社会福祉事務所 保護課

TEL 059-382-7640(直通)